

近現代の茨城県新治郡旧斗利出村沢辺地区における生活と信仰

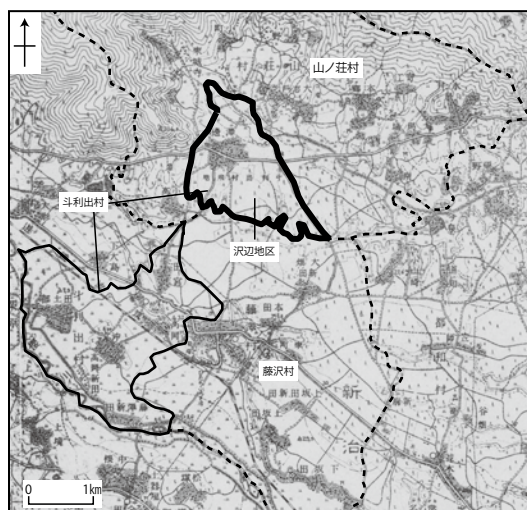
原 遼平・三宅彦大・中西僚太郎

I はじめに

明治期には、新政府によって行政区画の再編が進められた。常陸国においてもそれまでの水戸藩や土浦藩、旗本領といった領主が細分化された状態から、茨城県という大きな行政区分の下に大小区制を経て市郡制へと再編されていった。その中で、行政上は飛び地として特定の市町村に属しながらも、文化や人々の交流という点では異なる地域とのつながりが強かった地区も少なからず存在した。土浦市は昭和15（1940）年の真鍋町との合併を代表として、戦前から戦後にかけて周辺の多くの町村と合併を行ってきた。本稿で取り上げる新治地区も平成18（2006）年までは新治郡新治村という独立した自治体であり、同年土浦市と合併したことで、土浦市の新治地区となった。土浦市の前身である土浦町は近世期に土浦藩の城下町として発達した都市であり、近代期に入っても県南の商都としての機能は変わらなかった。一方の新治村は近世期には土浦藩の支配を受けつつも、土浦町とは異なり、農業を主体とした地域であった。このように全く性格の異なる市と村が平成の大合併により一つの自治体となった。

一方で、新治村自体も昭和30（1955）年以前は藤沢村・斗利出村・山ノ荘村という独立した三ヶ村であった。この内、藤沢村・斗利出村の大部分は近世期には山根八ヶ村と呼ばれ、新治台地と桜川低地上に形成された村々であった。台地側では畑作を中心に行い、水が豊富な低地側では燈心草の栽培や桜川での漁撈を生業としていた¹⁾。一方で、山ノ荘村は北に山を背負い、麓に集落が点在する地域であった。また、東城寺や日枝神社といった古くからの寺社の祭礼を中心として村々が繋がりを持っていた²⁾。このように「山根」と「山

ノ荘」の二地域は生活環境や民俗文化が異なっていた。しかし、明治期以降、「山根」の斗利出村に属しつつも、近世期には「山ノ荘」に属した地区があった。それが本稿で取り上げる沢辺地区である（第1図）。当該地区はまさしく「山根」と「山ノ荘」の境界に位置する地区と言え、同地区における生活や生業を検討することは、二つの異なる生活環境及び民俗文化に挟まれた地域の人々が、どのような人々と交流し、生活を維持してきたのかを明らかにすることにもつながる。特に昨今では昭和・平成の大合併により、それまで全く異なった性格を持った地域同士が一つになることも少なくない。本稿で明治期に異なる民俗文化の地域に行政上組み込まれた地区を取り上げ、かつての生活や他地域の人々との交流を復元することは、文化的境界地域における諸問題の理解に資すると考えられる。



第1図 研究対象地域
（5万分の1地形図「土浦」（昭和19年部分修正測図）を基図に作成）

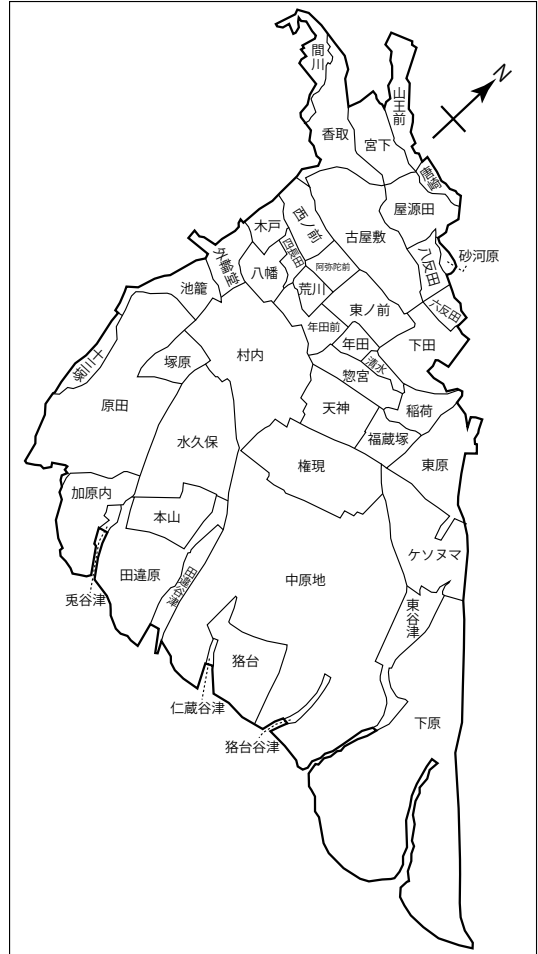
なお、沢辺地区に関しては近隣に位置する日枝神社の流鏝馬祭を中心に土浦市立博物館が民俗学の観点から多くの研究成果を上げている。一方で、日常の生活や文化については村史以外の蓄積はみられない。本稿では沢辺地区を歴史的に概観した上で、特に農業と明治初期に始まる廃仏毀釈や神社統合等による宗教的混乱に焦点をあて、近世から近代を経て現代に至る地区の人々の生活や文化の特性について論じる³⁾。

Ⅱ 沢辺地区の概要と土地利用の変遷

(1) 沢辺地区の概要

沢辺村は近世期～明治22(1889)年まで存在した村である。土浦市北部に位置しており、山ノ荘及び藤沢・斗利出の二地区を合わせた旧新治村の中心付近に位置する。近世期は土浦藩領であり、明治期には新治郡の一部となった。一方、東城寺・小高など山ノ荘の他村は、佐竹領や高島藩領等を経て、元和2(1616)年から元禄11(1698)年まで天領であった。その後土浦藩領を経て、明治期には筑波郡となっている⁴⁾。近世期まで山ノ荘の一部であった沢辺地区が、明治期以降、他の地区と異なる行政区に属することとなった背景には、上記の近世期における領主変遷の相違があると考えられる。沢辺地区には古屋敷と呼ばれる字があり(第2図)、ここは中世まで屋敷があった土地である。文禄2(1594)年の検地帳の写である「常陸国新治郡沢辺村御水帳写」に同字は「古屋敷 慶長五年二月屋敷替後畑二成」と記されており、近世以降に集落移動が行われたことが指摘できる⁵⁾。なお、寛永2(1625)年に沢辺村は領主西尾家にて検地が行われ、その後も土屋家による検地の記録が残っている。また、元文3(1738)年の「郷組編成表」によれば、沢辺は土浦藩領の22村の一つとして北郷組に入っていた⁶⁾。

沢辺村は明治7(1874)年には廃藩置県に伴う土浦藩の廃止により、土浦県を経て、新治県の管轄となり、第二大区小五区に編入された。その後、明治8(1875)年に新治県廃止に伴い茨城県の管



第2図 沢辺地区における小字
(大正期頃の「斗利出村全図」(御田寺文書)より作成)

轄となり、他の山ノ荘の村々と異なり、第十一大区小九区へ編入された。明治15(1882)年には大小区制が廃止され、高岡・田土部・田宮の三ヶ村と共に連合戸長が置かれ、戸長役場が高岡の法雲寺に設置された。この連合には明治17(1884)年に藤沢新田が加わり、明治22年の町村制施行に伴い、砦(後に斗利出と改称)村となった。役場は引き続き法雲寺に置かれ、それまでの旧村は大字となった⁷⁾。昭和30(1896)年に斗利出村は藤沢村・山ノ荘村と合併し、新治村となり⁸⁾、平成18(2006)年に土浦市と合併し、現在に至っている。

宝暦3(1753)年の「土浦領分沢辺村指出帳」

によると家数47戸であり、その内訳は、名主1戸、組頭2戸、本百姓42戸、水呑百姓2戸であった。檀那寺は同じ「山ノ荘」の小野村の向上庵であり、人口は232人、男女別では、それぞれ113人、109人であった。また、天保15(1844)年の「百姓宗旨御改帳」によれば、戸数(本百姓数)は47戸(人)であり、住民は233人、男は123人、女は110人であった。

(2) 土地利用の変遷

慶応元(1865)年の村絵図(第3図)より、土地利用を見ると、現在と同じ位置に集落があり、地区の周辺に畑が分布し、集落の南部に森林・芝地が広がる。水田は北部の低地や谷津に分布している。また、図中には所々に木立の表現があり、目印の役割を持っていたものと思われる。

寛永2(1626)年の「常陸国新治郡沢辺村御水打帳」及び同年の検地の結果が写された明治2年の「常陸国新治郡沢辺村明細書上帳」によると、田畑屋敷共は388石6斗3升8合である。田方は188石2斗4升2合、本免は145石9斗8升3合であった。その反別は15町6反8畝24歩、上田は3町5畝1歩、中田は4町2反8畝10歩、下田8町3反1畝13歩であった。畑方は177石4斗9合で、その反別は46町8反5畝12歩であった。また、宝暦3(1753)年の「土浦領分沢辺村指出帳」によれば、村高は410石3斗8升4合で、田方は161石1斗2升2合、畑方は227石5斗1升6合であった。

明治期の、地租改正の際に作成された絵図(第4図)によると、地区内の土地利用は第3図より読み取れる状況とおおよそ同じである。地割は、水田については全体的に短冊状の地割が、畑については水田に比べて細かい地割が認められる。

また、明治8年から明治15年の間のものと考えられる「収穫取調帳」には村内の田地、畑地の収穫数量が記載されている。同資料によると、村内における耕宅地は89町2反5畝11歩、その内25町8反6畝26歩が田地であった。そして、そこから収穫される米は328石5斗8合4夕であった。畑

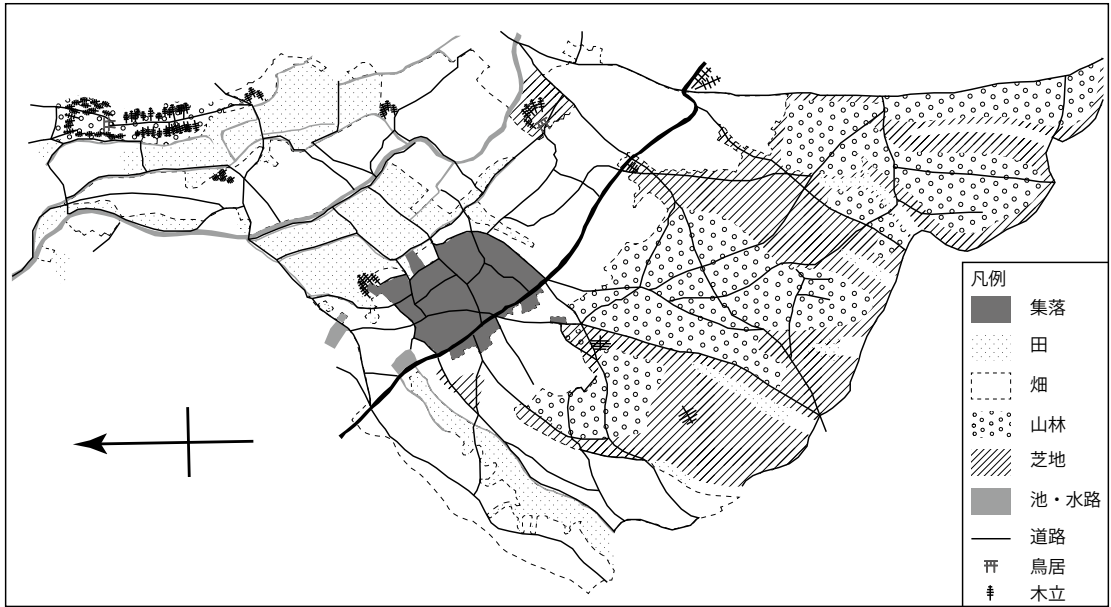
地は55町3反8畝28歩であり、収穫された麦は643石8斗7合9夕であった。加えて、同時期に作成されたと考えられる「(沢辺村村況書上)」から一部の土地利用が状況が推察可能であり、地区内の東北部における田地は約19町9反1畝18歩、東北にある畑地の約6町歩は綿地であった。

Ⅲ 沢辺地区の農業

(1) 近代期以降の農業と生活

明治・大正期における沢辺地区の農業について、自作地主であったA家の農業経営を事例として検討する。まず、明治8年の「反別帳」⁹⁾により、農業経営の基本となるA家の明治初期の土地所有について示したのが第1表である。表にみるように、田は約1町6反、畑は約2町5反、林地は約6町5反を所有していた。字別にその分布をみると、田は西ノ前に最も多く、4反7畝、続いて宮下、木戸、八幡にそれぞれ2反ほどを所有し、間川、香取に1反ほど所有している。西ノ前は集落の北を流れる天の川の低地に位置し、地区の主要な田地が広がる場所である。宮下は日枝神社南側の低地であり、そこにある程度の田地を有することは、A家が集落の旧家であることをうかがわせる。畑は水久保に5反6畝、原田に4反1畝所有しているが、いずれも集落南方の台地上の場所である。そのほかには、集落東方の東原に2反9畝、北方の古屋敷に2反6畝、八幡宮周辺の八幡に2反2畝所有している。林地は集落南方の台地上の中原地、下原に2～3町、同じ台地上の本山、水久保に5～7反ほど所有している。

次に大正期までにおけるA家の土地所有の変化を、法務局所蔵の土地台帳¹⁰⁾によって検討する。土地台帳からは明治23年度以降の土地所有の移動を知ることができる。土地台帳によって明治23年頭のA家当主の所有地をみると、田は約1町6反、畑は約2町4反、山林は約6町8反であり、明治8年と大きな変わりはない。その後、明治20～30年代に田畑ともに売買が行われ、明治40年代以降は畑を中心に購入が進められている。そ



第3図 慶応期における沢辺村の土地利用状況
 (「(沢辺村絵図につき明和七年八月改図の慶応元年七月再改図)」, (御田寺家文書) より作成)



第4図 明治初期の沢辺村における土地利用状況
 (「第二大区小五区常陸国新治郡沢辺村地租改正図」, (御田寺家文書) より作成)

第1表 A家の所有する田畑山林（明治8年）

字名	田			畑			山林					
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
間川	1,0	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香取	1,2	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮下	2,3	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八反田	0,1	24	1,1	03	-	-	-	-	-	-	-	-
古屋敷	0,1	16	2,6	01	-	-	-	-	-	-	-	-
西ノ前	4,7	06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八幡	2,1	18	2,2	00	-	-	-	-	-	-	-	-
木戸	2,2	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清水	0,3	25	1,2	03	-	-	-	-	-	-	-	-
東原	-	-	2,9	04	-	-	-	-	-	-	-	-
ケソヌマ	-	-	0,6	23	-	-	-	-	-	-	-	-
村内	-	-	0,7	28	-	-	-	-	-	-	-	-
外輪堂	-	-	0,1	09	-	-	-	-	-	-	-	-
池籠	0,9	27	1,8	24	-	-	-	-	-	-	-	-
原田	0,5	09	4,1	08	-	-	-	-	-	-	-	-
塚原	-	-	1,9	14	-	-	-	-	-	-	-	-
水久保	-	-	5,6	09	4,8	00	-	-	-	-	-	-
本山	-	-	-	-	6,9	18	-	-	-	-	-	-
中原地	-	-	-	-	2,7	6,19	-	-	-	-	-	-
猪台	-	-	-	-	1,4	28	-	-	-	-	-	-
下原	-	-	-	-	2,3	6,10	-	-	-	-	-	-
(合計)	1,6	11	2,5	2,06	6,4	5,15	-	-	-	-	-	-

(明治8年「反別帳」より作成)

の結果、大正期の終わりには通算して田は約3反、畑は約8反増加している。林地は明治30年代の原野芝地の官有地払い下げによって約6反、大正期に購入によって約7反増加している。以上のことから、大正期の終わりにA家の所有地は、田は約1町9反、畑は約3町2反、林地は約7町8反に及んでいたと考えられる。

このようなA家の農業経営について、まず、小作地の動向を検討してみたい。A家には金銭出納帳に相当する史料¹¹⁾が明治期から大正期にかけて断続的に残されている。そのなかに、小作金や小作米の記載があり、小作地の動向を知ることができる。それらの史料をもとに明治22年以降の小作地の動向をまとめたのが第2表である。表にみるように、明治22年には4か所、4人の小作人から4円10銭の収入があった。ただし、史料が読み取り難い部分があり、これがすべてであったかどうかは断定できない。明治24年に関しては、表では省略したが、11円の小作金の収入があった。そ

して、明治30～37年の小作金は10～15円、小作地は7～10か所、小作人は6～9人であった。これらの小作金は、畑の小作地の金納分であったと考えられる。田の小作米収入と思われるのは、明治35年の4名から合計で約15俵の米収入である。その前後の年の史料には、小作米に相当する記載はないが、小作米収納の代わりに貸金をしていると思われる記載があり、同程度の小作地があったと考えられる。

明治44年の史料には、収入として明確に田の小作米が記されており、田の小作地は4か所で小作人は4人、小作米の合計は約18俵であった。畑の小作金は約30円であり、13か所11人に貸与していた。畑の小作地はそれ以前に比べて増加したといえる。その後、大正2年から14年にかけては、田畑ともに小作地の面積も判明するようになる。田に関しては、約7反であった小作地は増加傾向にあり、大正11年には約1町、14年には約1町2反となっている。同時に小作米は約27俵、約35俵へと増加している。畑も増加傾向にあり、約9反であった小作地は大正11年には約1町8反となっているが、大正14年には約1町3反へと減少している。畑の小作地に関して特異なことは、金納であった小作料が大正11年、14年には現物（小麦と大豆）で納められている点である。これは大正中期の穀物価格の上昇と関係していると考えられる。

以上でみたように、A家は明治末期頃から小作地が増加し、大正末期にかけて増加していく傾向が認められる。これは他方では、自作地面積の減少を意味しているが、A家の自作地経営について、直接明らかになる史料はないため、所有地面積と小作地面積の差から、自作地面積を推定するほかない。大正2年以降の田畑の小作地面積と小作米、小作金額や小作人数から、それ以前の小作地面積を推定すると、田は明治30～40年代は7反程度、畑は、明治30年代は5反程度、明治40年代は1町程度であったと考えられる。そして、田畑ともに明治20年代は30年代よりも、小作地は少なかったと推定される。以上のことから、自作地面

第2表 A家の小作地の推移

年次 西暦 元号	田				畑			
	面積 (町, 反, 畝, 歩)	場所数	小作人数 (人)	小作米 (俵, 斗)	面積 (町, 反, 畝, 歩)	場所数	小作人数 (人)	小作金額 (円)
1889 明治22	-	-	-	-	-	4	4	4.10
1900 明治33	-	-	-	-	-	10	9	12.65
1902 明治35	-	4	4	15,3	-	9	8	13.10
1903 明治36	-	-	-	-	-	7	6	10.55
1904 明治37	-	-	-	-	-	8	7	15.35
1911 明治44	-	4	4	17,5	-	13	11	30.75
1913 大正2	7,2,00	4	4	17,5	9,1,09	11	10	28.73
1914 大正3	7,3,04	4	4	17,5	8,8,06	12	8	30.45
1922 大正11	9,9,17	6	6	27,1	1,8,1,25	14	11	※
1925 大正14	1,2,2,17	7	6	35,1	1,2,9,16	12	9	※※

注1) ※は小麦と大豆での納入。※※は小麦・大豆と現金での納入が混合。

注2) 小作米は1俵 = 4斗として計算。斗以下の値は四捨五入した。

(各年の「貸金小作取立帳」等より作成)

積は、明治20年代は、所有地面積（田は約1町6反、畑は2町4反）を少し下回る程度で、明治30年代は、田は1町、畑は2町程度であり、大正末期は、田は約7反、畑は約1町9反であったと考えられる。

一般的に自作地経営の労働力は家族と奉公人や手伝い、賃労働であったが、A家の金銭出納帳には、金銭の支出として、奉公人や雇入労働の手間賃などが記されており、家族労働力以外の部分について知ることができる。史料をもとに、奉公人¹²⁾に関して、給金が明示されている事例のみを抽出して示したのが第3表である。各年の史料には、表に示した者以外にも、奉公人らしき人物が記されている場合がある。たとえば、明治11年は表に示した男性以外に、小高村の女性と柿岡村の男性、明治21年は、表の女性以外に今泉村の男性、村内の女性、明治22年は本郷村の男性が記されている。史料の記載からは、奉公人か臨時の雇い人か不明な場合があり、表では給金が明示されている事例のみを示した。

また、表中には性別、年齢、出身地、雇用期間、1か月あたりの勤務日数、給金、その他の支給品について記したが、空欄はその記載がないことを意味する。出身地の記載なしの多くは沢辺村内者を意味するとみてよい。基本的に村内者は通いで

務め、村外者は住み込みであったと考えられ、住み込み者には給金以外に衣類が支給されていたと思われる。また、表に示した男女の多くは、年齢的には大正11年の例のように10代後半の若者であったと考えられる。1か月あたりの勤務日数については、明治20年代は記される事例が多いが、その後は記載がない場合が多い。

全体を通してみると、明治10年代から大正11年にかけて、A家は常に奉公人を雇い入れて、継続的に自作地経営を行っていたことがわかる。表に示した者以外も考慮すると、A家は、常時2名ほどの奉公人を雇い、自作地面積が多かった明治20年代は3人ほど雇っていたと言える。奉公人の出身地は村内が多いが、周辺の東城寺村や小高村、大形村をはじめ、遠方では花室村の事例もみられる。給金は月の勤務日数の違いなどにも影響され、単純には比較できないが、大正11年には80円を超える金額となっており、明治期に比べて高騰していることは疑いない。茨城県では大正中期には物価の上昇とともに、それを上回る形で、奉公人の賃金が高騰しており¹³⁾、A家の事例もそれを示している。そして、大正中期の小作地面積の増加＝自作地面積の減少は、奉公人の賃金上昇が一因となっていたと考えられる。

このようなA家の自作地での農業経営につい

第3表 A家の奉公人の推移

年次 西暦 元号	性別 (年齢)	出身地	期間	月の勤務日数	給金 (円)	支給品
1878 明治11	男		1～12月	20	13.50	
1888 明治21	女			4	1.81	
1889 明治22	男		3～10月	20	9.00	
1890 明治23	男		1～12月	10	6.30	
1894 明治27	女		3～9月		7.00	
1899 明治32	女	花室	1～11月		6.00	袴単衣帯, 股引手差2品
同 同	男	小高	1～12月	7	11.88	
1902 明治35	女		3～9月		13.50	股引手差2品
1906 明治39	男		3月～		8.74	
同 同	女	東城寺	1～11月		17.50	綿1反股引手差2品
1922 大正11	男 (17)	大形	3～10月		80.00	長丈紺襦袢1枚, 股引手差各1品
同 同	女 (18)	東城寺			85.00	縞式交夏冬, 股引手差各1品

(各年の「雇人其他日記帳」等より作成)

て、作付作物や収穫量などを記した史料はなく、詳らかにできないが、上記の金銭出納帳や沢辺地区全体の農業状況からは指摘できることは次のようである。田地では水稲作が行われ、畑地の普通作物は冬作の小麦と夏作の大豆を中心としており、商品作物としては明治中期頃までは綿作、その後は桑作と養蚕に特色があったことである。綿作は明治20年代前半の金銭出納帳には綿の加工労賃の記載があり、明治24年には綿代金として7円の収入が記されている。桑作については、明治22年には桑苗代金の支払いの記述があり、この頃に桑の栽培が盛んに成り始めたことがうかがえる。そして、明治39年には桑葉の売買の記録がみられ、玉繭3円の入金が記録されている。

また、先に土地所有と関連して述べたが、土地台帳によると、明治30年頃に沢辺地区では、A家のように官有地となっていた原野芝地を払い下げてもらったケースが多数みられ、その多くは畑地に転換されている。A家が明治40年以降に取得したケソマの畑地は、明治40年頃に山林から畑に地目転換された土地であった。集落の南部の台地上に原野が広がっていた沢辺では、既存の農地の経営とともに、原野の農地開発も重要な意味を持っていた。そうして開発された農地は後には桑畑となり、沢辺地区の養蚕の発展を支えて行くことになる。さらに、A家は7～8町に及ぶ山林を所有

していたが、山林からの収益も重要な意味をもっていた。山林の木材売却は、大きな収入をもたらしており、明治24年には山林立木代として45円、明治39年には杉木代金として36円の収入があった。

(2) 戦前・戦後における養蚕業と畜産業

a. 戦前の斗利出村における養蚕業

大正2(1913)年における斗利出村の養蚕農家は、春蚕388戸・夏蚕80戸・秋蚕305戸あった¹⁴⁾。同村の繭総産額は774石に対して27,994円、また桑園面積は29町2反であり、春蚕一戸に対する桑園面積は7畝48歩であった。一方で隣接する藤沢・山ノ荘両村の同面積は、それぞれ1反8畝9歩・1反3畝8歩であった。このことから斗利出村の養蚕は、近隣地域のものと比較して小規模な面積によって経営されていたことがわかる。

昭和16(1941)年には同村の養蚕家戸数は春蚕285戸・夏秋蚕268戸と大正期から減少していた¹⁵⁾。一方で、桑園面積は147町5反となっており、大幅に拡大している。春・夏秋いずれかで養蚕を営んでいた実数戸数は291戸で、実数戸数一戸に対する桑園面積も、約5反と増加している。

昭和9(1934)年の茨城県作成の「農山漁村経済更生計画書」によれば、同村の農業は「近年養蚕業盛ん」であったことが示され、同村の畑全面

積の約68%が桑園であった¹⁶⁾。同計画では「養蚕経営実行目標」が策定され、桑園面積を5年間で13町72反から9町60反に減らしつつ、取繭量を増加させることが目指された。これは1点目に、「桑園経営ノ合理化」を目的としたものであり、当時の繭価の暴落に対する施策であった。具体的な実行内容として、「荒廃桑園ノ整理ヲ断行シ葉質優良ナル桑ヲ多収スルコト」、「桑園ノ三割五分減ヲ目標ニ減反スルコト」等が定められた。もう1点は「養蚕経営ノ合理化」であった。実行内容で注目されるのは、「必需品ハ総テ共同購入ニ依リ行ヒ支出ノ軽減ヲ計ルコト」、「販売ハ共同販売トナシ収入ノ増殖ヲ期スルコト」の2点である。

沢辺地区において農家が仕入れた蚕の種紙は、土浦の「豊島」で販売されていたものであった¹⁷⁾。また、前掲のA家でも養蚕は行われていたが、本格的なものではなかった。いずれにしても、昭和初期の斗利出村で目指された養蚕業の合理化や共同経営の促進は、戦後の沢辺地区における養蚕業の展開にも影響を与えていたと考えられる。

b. 稚蚕飼育所と戦後の養蚕業

斗利出稚蚕共同飼育所運営委員作成の資料によれば¹⁸⁾、戦後の斗利出地域の養蚕業の展開においては、戦時統制期における農業団体であった農業会の開放を契機とした昭和23年における斗利出養蚕農業協同組合の発足が大きかったとされる。同組合は昭和28年に斗利出農協と合併したが、農協養蚕部として県・国の指導もあり、「逐次生産量が拡大」していった。当時の斗利出地域は、農村電化普及村として農用電力が普及していたこともあり、農林省の補助事業によって電熱の個人利用が行われ、電床飼育室の設置による養蚕がみられた。また、養蚕飼育の安定と合理化のために稚蚕飼育の共同化が促進された。これによって、稚蚕飼育所建設運動も起こり、斗利出地域では高岡沖・高岡根・沢辺にそれぞれ飼育所が建設され、あわせて約160戸の農家がこれを利用した。この結果、旧村単位では「県下一の生産量を確保」し

た。一方で、その後は飼育所の利用者が減少し、沢辺の飼育所は平成4年に撤去された。

沢辺地区の稚蚕飼育所は、新治村が成立した昭和30年以降に分教場の跡地に建設された。飼育所では、個人農家で飼育が簡便になるまで蚕を共同で管理していた¹⁹⁾。指導員のもと飼育された蚕は3齢（約1.5cm）になると各農家に移され、繭を作った後に共同で出荷された。

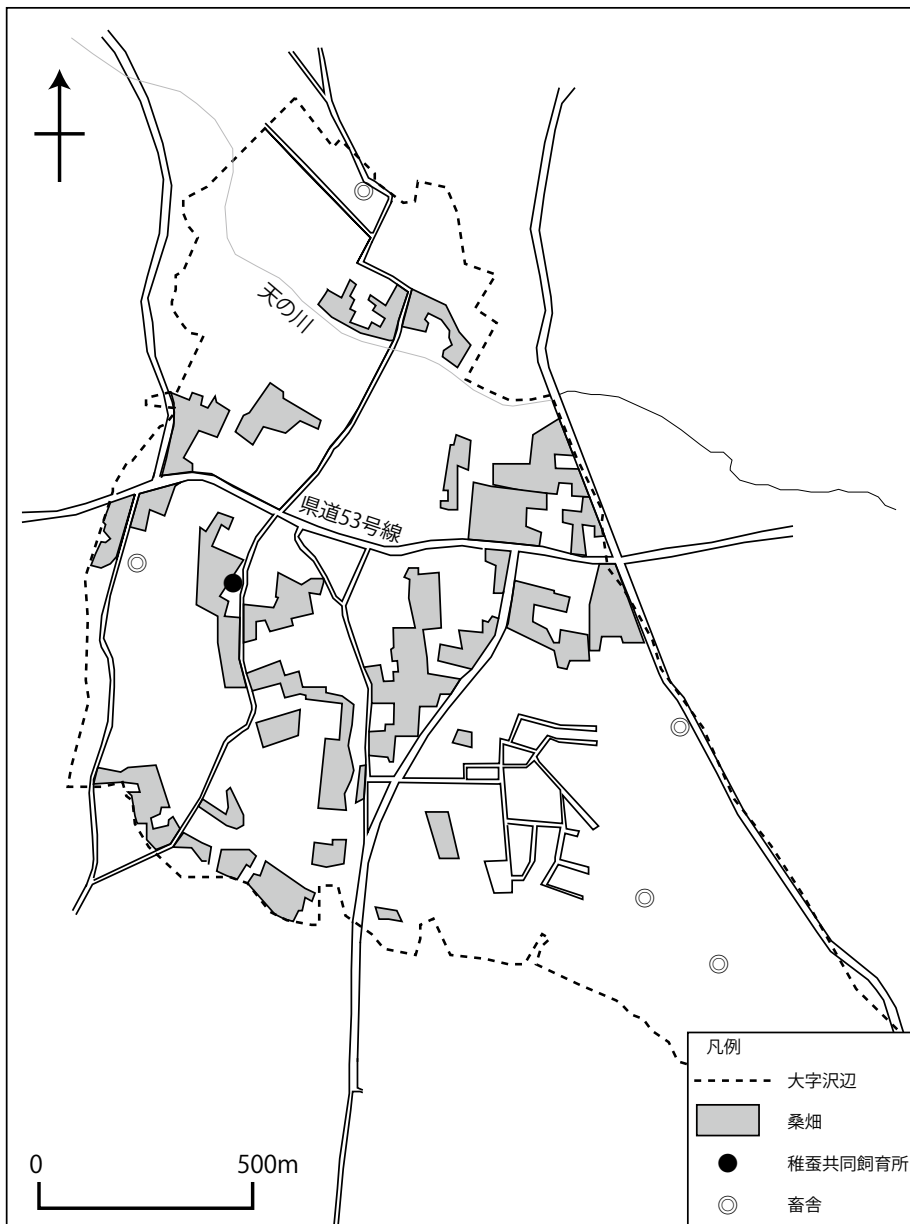
養蚕の複合品目として、沢辺地区では葉タバコがみられた²⁰⁾。葉タバコは農家の庭を高床式にして栽培されることもあり、養蚕とともに主要な農産物であった。しかし、養蚕と葉タバコ栽培は両者の育成の点で干渉しあうという理由から、小規模な農地では複合経営が困難であった。葉タバコは養蚕と同じく昭和後期に衰退し、両者にかわってその農地では野菜や栗、芝など様々な作物の栽培が試みられた。

c. 桑畑と畜舎の分布の変化

昭和55年頃の沢辺地区では、地区内に桑畑が南東部を除いて広範囲に分布していたことが確認できる（第5図）。

昭和62年の住宅地図でも、養蚕の衰退期に入りつつも桑畑が沢辺地区に広く残っていたことがわかる²¹⁾。かつての桑畑の多くが、現在は畑や果樹園に転換されているが、わずかに桑が残存している。なお、果樹園に転換された場所ではリンゴや栗、柿などが栽培されている。

また、戦後の沢辺地区で養蚕業とともに行われたのが畜産業である。地区内には、乳牛やブロイラーの飼育農家がそれぞれ約10戸あった²²⁾。第5図から、昭和55年頃には集落の周縁部に畜舎が5ヶ所存在していたことが分かる。また、昭和62年の住宅地図においても、牛舎1ヶ所、豚舎3ヶ所が確認できる。酪農については、戦後のA家当主が地区内で主導したとされており、その同業者組合の事務局はA家宅に置かれ、会合が行われていた。A家では多いときには牛20頭、子牛多数を飼育しており、栽培していた野菜は自家消費とともに牛のエサにもあてていた。酪農で得られ



第5図 昭和55年頃の沢辺地区における桑畑と畜舎の分布
 (2万5千分の1土地利用図「常陸藤沢」(昭和55年測量)を基図に作成)

た牛乳は、A家宅の隣接地にあった酪農組合で共有される保冷庫に収められた後、地区内の集荷所に集められ、常南酪農業協同組合の集荷車によって回収された。この他にも、明治牛乳の小美玉工場にも出荷していた。しかし、A家は牛乳の単価

の下落もあって、昭和48年に酪農から退いた。さらに、地区内の酪農業者で中心的な役割もあったA家の閉業もあって、その後も次第に酪農家は減少していった。

(3) 戦後の農村振興計画と沢辺地区の変容

a. 新治村の農村振興計画と沢辺地区の農業

昭和36年発行の茨城県農林部農政企画室による調査書から、当時の新治村および沢辺地区における養蚕業と畜産業の状況を確認できる²³⁾。

はじめに沢辺地区の農業概況をみると、同地区は小高・田宮地区および大畑地区とともに村内では台地地帯に位置付けられていた²⁴⁾。農家戸数は92で、経営組織は主穀式・主穀養蚕式・主穀畜産式であった。主要家畜には乳牛・豚・養鶏が、主要作物には米・麦・とうもろこし・甘藷・なたね・落花生がそれぞれあげられた。加えて、特産物として竹材・タバコがあった。以上の点から、沢辺地区では稲作・畑作と畜産、養蚕との複合経営を行っていた農家が存在していたことがわかる。実際、上述の台地地帯における農業経営状況については、主穀式が主としつつ「近時酪農熱が高まり主穀養蚕式経営に転換する気運も濃厚である」とされていた²⁵⁾。

養蚕業についてみると、まず当時の村内の桑園面積は165町であった²⁶⁾。この面積は村域の5%を占めており、耕地全体では11%にすぎなかった。

畜産業については、新治村内の役肉牛・乳牛・馬・山羊・めん羊・豚・にわとりの飼養農家および飼養頭数が集計されている²⁷⁾。これらは、昭和25年から33年までのものが記載されており、なかでも変化が目立つのは乳牛である。昭和25年には農家戸数11、頭数13であったが、同29年には61戸、111頭、さらに同33年には132戸、212頭と大幅な増加がみられた。このように、新治村内で畜産業のなかでも酪農が拡大していたことがわかる。また、新治村の「産業の概況」の項目でも、畜産業の成長がうかがえる記述がみられる。すなわち、同村においては「最近集約酪農地帯として指定²⁸⁾を受けてから乳牛、豚等の飼育熱が盛んになり、畜産関係の組合も設立されて、優良家畜の導入、共同出荷」がみられるようになっていた²⁹⁾。

農業の振興計画をみると養蚕では、桑畑の将来予定面積は据え置きであったが、春蚕および夏秋

蚕の掃立卵量は、それぞれ約1割増加を見込んでいた³⁰⁾。その増加理由には、春蚕は「老朽農園の改植」、夏秋蚕は「飼育技術改善、稚蚕共同飼育により蚕策安定の増加」があげられていた。一方、畜産では乳牛205頭から350頭とする計画をはじめに、家畜の飼養頭数の増加および畜産物の増産が目指されていた³¹⁾。以上の計画に基づいて、沢辺地区でも稚蚕共同飼育、集乳所の設置と優良種豚の導入が予定されていた³²⁾。

上記調査書からは、次の2点が指摘できる。1点目は、高度経済成長期前半の新治村における養蚕の停滞的状況と畜産の活発化を指摘していた点である。2点目は、農村振興計画における畜産業、とくに沢辺地区では酪農の促進があげられていた点である。同調査書では、養蚕業とは異なり、畜産業ではこれを促進する計画が立てられており、沢辺地区でも集乳所の設置が目指された。同施設は、上述のA家も利用していた集乳所と同一のものであると考えられる。このような計画は県の策定によるものであったが、農業を営みつつ新治村長も務めていたA家当主の行動にも影響を与えていた可能性がある。このことから、上述のA家主導とされる酪農にみられるような、沢辺地区における農業の展開は、村や県行政による農業の振興計画に基づいていたと考えられる。

b. 農林業センサスにみる沢辺地区の変容

上記のような農村振興計画策定から10年後の昭和45年以降における沢辺地区の変容について、農林業センサスを用いることで再び養蚕業・畜産業について検討したい。なお、地区内の総農家数は、すでに昭和45年の時点で79戸と減少しており、平成27年の販売農家は29戸となっていた³³⁾。

養蚕農家は、農産物販売金額1位の部門別経営体数をみると、昭和45年には9戸、同60年には13戸となるが、平成2年の4戸を最後に同7年以降は確認できなくなった。経営耕地としての桑園面積も昭和45年には1,000a、同60年の1,551aまで増加したが、平成7年には44aと大幅に減少した。このことから、沢辺地区における養蚕は昭和期に

は安定していた一方、昭和から平成に移り変わる前後に急激な衰退をみせ、その終焉も稚蚕共同飼育所の閉鎖と時を同じくしていたことが確認できる。

畜産業では、酪農は昭和45年には8戸あったが平成7年には1戸までに減少していた。肉牛は昭和55年の2戸のみが確認されている。養豚は昭和45年の5戸から、平成2年の2戸まで減少した。養鶏は昭和45年には3戸あったが、同50年には1戸のみとなっていた。また、昭和45年における上記種目の飼養農家数・頭羽数は、乳用牛10戸・109頭、肉用牛3戸・7頭、豚23戸・415頭、採卵鶏12戸・58羽であった³⁴⁾。このように統計から確認可能な範囲におけるピーク時には、上述のA家も経営していた酪農をはじめとして様々な畜産業が行われていたことがわかる。

さらに、昭和60年における養蚕と酪農の単一経営³⁵⁾の農家はそれぞれ2戸のみであった。すなわち、沢辺地区における養蚕業や畜産業の農家は、A家でみられたように複合的な経営によるものであったことがうかがえる。このような点からも同業種の経営は小規模なものであったと考えられる。そして、これらの業種は、いずれも時期に多少の差異はあるものの、平成に入る頃にはその経営が確認できなくなっていた。

IV 沢辺地区の寺社と信仰

(1) 日枝神社の管理と沢辺地区の寺社

a. 日枝神社と沢辺地区の関わり

日枝神社は沢辺村の北西部に位置する神社であり、境内地はかつて沢辺地区及び同じ山ノ荘地域に位置する小野地区、東城寺地区の入会地であった³⁶⁾。明治以前は「山王権現」、「山王宮」と呼称され、現在も「沢辺の山王さま」と呼ばれている。創建は大同2(807)年に比叡山山麓の日吉大社を勧請したものと伝えられている。神仏分離に伴い、明治2(1869)年に日枝神社となり、明治6年には郷社に列せられた。1914(大正3)年には供進社指定を受けている³⁷⁾。本社は毎年4月に例

祭として流鏝馬祭を実施しているが、この祭礼については民俗学の観点から多くの先行研究が存在しているため、ここでは、主に沢辺地区と本社との日常的な関わりについて検討したい。

まず、近世期の日枝神社と沢辺村について、宝暦3(1753)年に土浦藩へ提出された「土浦領分沢辺村指出帳」の記述より確認する。同資料には「社人 山王祢宜無官平太夫家内式人 男壺人 女壺人」と記され、当時の神主が平太夫という人物であったことがわかる。また、日枝神社については以下のような記述がある。

山ノ荘八ヶ村惣社右村数沢辺村東城寺村小野村大志戸村本郷村永井村今泉村小高村右八ヶ村者毎年寄合四月中申二祭礼仕候
(中略)

御除地ニ而反別知不申候此林之内山王坊古屋敷御座候北方ニ畑御座候得共社地内此社地之木ハ八ヶ村相談之上上用之節伐取可申候神田壺ヶ所反別三反歩程御除地ニ而反別知不申候此田地者沢辺村東城寺村ノ先規ニ付置申候右山王宮之儀者八ヶ村支配拝殿者祢宜持前社地之儀者沢辺村地面ニ而、前々々落葉かき等沢辺村ニ而取来り申候

以上の記述より、当時の山王宮は山ノ荘八ヶ村の総社であったことがわかり、八ヶ村には現在、山ノ荘地域には含まれず、かつ明治期以降は常名村や中貫村と合併し、都和村となった今泉村も含まれていた。また、社地内の木は八ヶ村が相談の上、伐採し、神田は沢辺村と東城寺村で取り決めの結果設けられていた。一方で、神社は八ヶ村の支配であったが、拝殿は祢宜、社地は沢辺村の土地であり、前々から境内の落ち葉かきは沢辺村が行っていたことが指摘できる。

明治期に入ると、山王宮は神仏分離の命令を受け、日枝神社と改められる。明治2(1869)年の村明細帳³⁸⁾より、神主は東城寺村の福田右内、大志戸村の木村大学の二名が務めていたことがわかる。本明細帳には宝暦期のものと同様に、山ノ荘八ヶ村

の惣社であるということが記されているが、沢辺村の境内における特権等は記されておらず、神主も沢辺村出身の者ではなく、東城寺村、大志戸村の者が務めている。

しかし、神職については山ノ荘村の人々が継続して務めていたわけではなかった。明治7(1874)年に沢辺村・東城寺村・小野村と神主から新治県権令中山信安に提出された「郷社 日枝神社取調書上帳 下書」によると、この時すでに祀官は平塚知郷という人物になっている。この人物が神社の祀官になった経緯も記されており、平塚氏は中世に常陸守護を務めた八田知家を祖先に持つ家系であるとされている。また、明治元(1868)年に筑波郡北条村の八坂神社の神職を務めたことを初めとして、明治5(1872)年からは新治郡玉取村の一ノ矢八坂神社、新治郡山木村八卷神社、筑波郡北条村の神社の祠官を兼帯していることも記されている。この平塚氏が兼任する祠官の一つに日枝神社も該当していた。そして、平塚氏に続いて、かつて神職を務めた人物が6人列挙されている。彼らは全て山ノ荘地域の人物であり、沢辺村からは禰宜として藤井吉唯が挙げられている。一方で、この平塚氏が神社や祭礼を完全に切り仕切っていたわけではなく、「日枝神社祭式書」中の「願書写」では自身は多くの神社の祠官を兼帯し、且つ77歳と老齢であるため、わざわざ例祭日に神社の祭礼に携わることができないと述べている。そのため、元来から祭礼を取り仕切っていた山ノ荘地域の旧神官たちを1年で2人ずつ年番にすることで自分の代わりとしてほしいと各村の戸長・副戸長と連印で新治県へ嘆願している。そのため、実際には祠官が外部から派遣されたものの、神社の管理や祭礼の実施は地域の人々に変わらず任されていたといえる。この他にも神社の修築³⁹⁾や石碑を設置⁴⁰⁾する際にも山ノ荘地域の各地区が合議している様子が見え、地域の象徴として日枝神社が存在していたことは疑いのない事実であろう。

上述のように山ノ荘地域の人々が共同で管理してきた日枝神社であったが、明治期に入ると、村の境界を明確にするために入会地の処分が開始され

た。日枝神社は沢辺・小野・東城寺との入会地であったが、当社も三村によって境界争論となった。明治31年には新治郡長から山ノ荘村と斗利出村で社地を分割するように達しが出ている。なお、この際に村会で議論する際に利用されたと考えられる意見書が、前章で取り上げた当時のA家の当主(以下、A氏)の「雑録」中に残っている。A氏は明治初期に戸長を務め、同28年には斗利出村村会議員も務めており、沢辺地区の有力者の一人であった。A氏は日枝神社が沢辺地区のものであると主張し、以下のような記述を残している。

日枝神社ハ往古ヨリ本村大字沢辺ノ地所ニシテ現境内全体(今般実測セン反別壺町八反式畝廿八歩)ノ図面カ境界ノ区域ナルヲハ実地ト証憑ト徴シテ□ル明ラカナリ如何トナレハ長録二巳年三月調製ニ係ル図面并ニ明和度図面アルノミナラス貞享四卯年旧領主土屋但馬守様カ保存シアル大全帳及ヒ旧記社地取調書差出帳及明治六年度本県令布達并其他数(□は判読不能の文字)

つまり、日枝神社は古来から沢辺地区に鎮座するものとして把握されてきており、それを証明するためであれば多くの古記録を提示できると主張しているのである。これと同様の記述は後に提出されたと考えられる「新治郡斗利出村同郡山ノ荘村入会地境界変更ニ対スル意見書」においても見られ、本意見書では結論として、「小野東城寺ト平和ヲ保ツカ為」に「一步ヲ退イテ」分割案を承諾するとしている。山ノ荘村がどのような回答を行ったのかは不明であるが、昭和期の「斗利出村全図」を見ると、日枝神社境内は地区に含まれているため、沢辺地区の主張が通ったと考えるのが妥当であろう。このように日枝神社は古来から祭礼や境内地の管理に関しては山ノ荘地域の他の村落と共同で行われてきており、この傾向は明治期以降も変わらず続いていくこととなった。しかし、村落の境界線を明確にする際にはこの共同管理という形態が問題となった。特に入会地としていた

沢辺地区と東城寺地区・小野地区がそれぞれ斗利出村と山ノ荘村という異なる行政村の所属となったことも問題を大きくしたと推察され、山ノ荘地域を代表する神社である日枝神社をどの村が管轄するのかという問題は三地区（二村）にとっても重大な課題の一つであったことがうかがえる。

b. 沢辺地区の寺社と人々

まず、天保期頃に描かれた絵図⁴¹⁾(第6図)に着目したい。本絵図は沢辺地区に残る絵図類の中では最も信仰に関わる施設の描写が多いものとなっている。この絵図によると、村内に寺は宝蔵寺と無量庵、神社は山王（日枝神社）、から崎（唐崎）、香取、天神、稲荷、八幡宮、ごんげん（権現）、小規模な信仰対象として大日、道祖神、こうしん（庚申）、不たう（不動）、水神、外輪堂が確認できる。不動は無量庵の東部と字古屋敷の西部に二ヶ所存在し、稲荷神社の内部に水神が位置していることがわかる。前掲の宝暦3年の「土浦領分沢辺村指出帳」によると、村内における信仰施設は、寺は宝蔵寺と無量庵、神社は熊野権現宮、山王権現宮、稲荷山石宮、天神石宮、八幡宮小宮、香取明神石宮、唐崎石宮があり、これらの他に宝蔵寺の境内に弁才（財）天宮と清瀧宮があったとされる。そして、その他の信仰施設として不動明王石、大日如来村中念仏小屋、地藏石仏野山があったと記されている。大日如来村中念仏小屋は絵図中にある大日と同定されると考えられ、同所では竹木を伐採する際は念仏講中が相談することになっており、小屋道心は宝蔵寺の人物一人であると但し書きがなされている。明治2年の「常陸国新治郡沢辺村明細書上帳」には神社は日枝神社、熊野大神、八坂大神、稲荷大神、八幡大神、香取大神、唐崎大神、天満大神が挙げられ、寺は変わらず宝蔵寺と無量庵が記されている。神社は宝暦3年と比較すると、八坂大神が増えているが、これは支配者の欄に「同人境内」と記されている。「同人」とは熊野大神の神官である藤井大和氏であり、八坂大神は藤井氏の邸宅にあったものと考えられる。これら以外には念仏小屋と不動

石仏が記されているが、念仏小屋については二つの記載があり、一方は「同（宝蔵）寺境内」、もう一方は「念仏小屋古屋敷」とされていることから元あった地点から宝蔵寺境内へと移転されたものと推察され、元の念仏小屋古屋敷はそれまでの宝蔵寺支配から沢辺村支配へと変化している。

寺社に焦点を当てると、宝蔵寺は前掲の「土浦領分沢辺村指出帳」によると、山号は稲荷山、院号は東光院であり、宗旨は真言宗であった。新治郡栗原村北斗寺の門徒であるとされ、本尊は薬師如来であった。さらに地藏石仏を支配下に置いており、神社についても八幡宮小宮、香取明神石宮、唐崎石宮を支配していた。また、明治2年の時点では前掲の「常陸国新治郡沢辺村明細書上帳」から境内に薬師堂、念仏小屋、古屋敷が存在していたことがわかる。支配地については不動明王石のみとなっている。一方、無量庵は宝暦3年時点では僧が1人おり、阿弥陀堂が境内に存在した。明治2年時点での宗派は禅宗であり、新治郡高岡村法雲寺の末寺で、境内に阿弥陀堂以外に地藏石仏が1体あった。

宝暦3年から明治2年の間に寺院、特に宝蔵寺の支配地が大きく変化しているが、これは明治政府が主導した神仏分離とそれに伴う廃仏毀釈に関係するものと考えられる。この点については西口⁴²⁾が概要を検討しているが、本項では西口の論考を参照しつつ、宝蔵寺及び無量庵が廃寺に至るまでの過程を明らかにしたい。まず、宝蔵寺について、明治2年の「沢辺村五ヶ所大神号神主譲別当宝蔵寺廃寺願」によると、廃寺に至るまでの経緯は次のようである。それまで宝蔵寺が別当を務めていた5つの神社（稲荷大神・八幡大神・香取大神・唐崎大神・天満大神）は明治政府による神仏分離の意向を汲み、当初は寺の住職を復飾させ、その人物に支配を任せることを考えていた。しかし、無住であったため、村の神主であった藤井大和氏へ支配権を譲り、同寺も廃寺にすることを役所へ願い出た。この願いは明治3（1870）年に許可され、同年に廃寺に伴う宝蔵寺の取調も実施された。一方の無量庵は明治2年に本山である高岡



第6図 天保期頃の沢辺村における寺社及び信仰対象物の分布
 注) 沢辺村内における無地の箇所はすべて畑地である。

(「(沢辺村早中晩稲記図)」(御田寺家文書より作成))

村の法雲寺より出された「廃寺願」によると、明治年中に筑波郡小野村向上庵の支配となり、その後、新治郡高岡村法雲寺の管轄となり、乾甫和尚の閑居地となった。しかし、そのため檀家もおらず、寺録もなく、近年は無住となっていた。よって、法雲寺は敷地内の木を取り払い、阿弥陀堂は宝蔵寺の念仏小屋と合併させた上で、無量庵を廃寺とすることを願い出たという。同史料には廃寺の願い出の他に土地についても記述されており、土地については村へ渡すことも記されている。この結果は「廃寺付田畑上地之分取調」⁴³⁾に見ることができる。同史料には無量庵及び宝蔵寺の所有地がその後どうなったのかが記されており、無量庵の土地は村内の小作人を中心に払い下げられており、宝蔵寺も同様である。しかし、これらの土地が払下後に単純に農地となったわけではなかった。第4表は廃仏毀釈及び神社統合に関わった寺社境内地がその後、どのような変化を遂げたのかを前章で取り上げた法務局所蔵の土地台帳から示したものである⁴⁴⁾。無量庵の境内地⁴⁵⁾は「廃寺付田畑上地之分取調」では畑地となっているが、土

地台帳を参照すると地目は山林となっている。実際、無量庵が位置した場所は、前掲の天保期頃の絵図では周りが山林のような木々に囲まれており、これは明治期に入っても大きく変化はなかった⁴⁶⁾。そのため、実際に払い下げられた農民が開墾を試みたかどうかは不明ではあるものの、境内周辺の景観は山林から変化しなかったと言える。現在でも跡地は山林となっているものの、跡地の北側の道路沿いに「無量庵旧跡」と彫られた石碑が立っている。石碑の側面には「昭和五十九年吉祥日 大字沢辺区 向上宗泉代」とあり、沢辺地区の向上庵の檀家たちが建立したと考えられる。

宝蔵寺については無量庵とは異なる経過を辿った。宝蔵寺も「廃寺付田畑上地之分取調」では畑地として払い下げられているが、土地台帳では地目は宅地となっている。また、昭和55年には生活改善センターが建てられており、地区における集会所として機能する地となった。その隣にはお大師さまが祀られ、地区内における大師信仰の拠点となっている。また、境内にあった念仏小屋も過去には「オコヤ」と呼ばれ、念仏講の拠点となっ

第4表 沢辺地区の旧寺社地における土地利用と所有者の変遷

寺社名	比定地番	地目	所有者1	所有者2	所有者3	所有者4	所有者5	所有者6	特記事項
無量庵	村内839	山林	沢辺(住)	沢辺(住)2人・ 下稲吉(住)	沢辺(住)				所有者2の時点では共有地
	村内842	山林	沢辺(住)						
	村内844	山林	沢辺(住)						
宝蔵寺	村内803	郡村宅地	沢辺持	沢辺(住)					共有地
	村内803-3	郡村宅地	沢辺(住)2人						
	村内803-4	墓地	沢辺持	斗利出村 八幡神社					
	村内805	畑	沢辺持	沢辺(住)	農林省	沢辺(住)		農地改革対象	
外輪堂	外輪堂905	原野/墓地→畑	沢辺(住)					明治41年地目変更	
念仏古屋敷	水久保1412	山林	沢辺(住)					明治43年開墾開始 大正8年開墾廃止	
唐崎宮	唐崎99	原野芝地→畑	官有地	沢辺(住)4人・ 青古新田(住)	沢辺(住)	小野(住)	藤沢(住)	小野(住)	所有者2の時点では共有地 明治31年地目変更
香取宮	香取73	畑	東城寺(住)	農林省	東城寺(住)				農地改革対象
稲荷社	稲荷478	山林	沢辺持	沢辺(住)	常名(住)	沢辺(住)			
天神社	天神553	山林	沢辺(住)						
	天神554	山林	沢辺(住)						
熊野権現	権現771	山林	沢辺(住)						大正8年地目変更 大正8年地目変更
	権現772-1	山林→畑	沢辺(住)						
	権現770	山林→畑	沢辺(住)						

注1) (住)は住民を示し、その前に住民の居住地区を示した。

注2) 同一地区内で所有者の変化があった場合は割愛した。

(「土地台帳」(水戸地方法務局土浦支所所蔵)より作成)

ていた。この念仏小屋の露盤には「明治二十年十月當邨女人講中」と彫られており、廃仏毀釈によって宝蔵寺が廃寺となった後に新たに建立されたことがわかる。また、現在でもセンターの裏手には二十三夜塔や過去の住職の無縫塔等の石造物が多く残り、廃寺になったがために他地域で見られるような過剰な廃仏毀釈が実施されたわけではなかったことも窺える。これは仏像についても同様と思われ、明治14（1881）年には沢辺村から新治郡へ村で保管していた薬師如来の仏像を栗原村の北斗寺へ届けた旨が通達されている⁴⁷⁾。この薬師如来はかつて宝蔵寺の薬師堂にあったものと考えられ、廃寺になったことに伴い、本山である北斗寺へ引き取ってもらったものと考えられる。加えて、地域の人々もかつて宝蔵寺や無量庵が区内にあったことは認知しており⁴⁸⁾、寺院が廃寺となった後も跡地は区内における交流・民間信仰の拠点となっており、廃寺になったからといって人々の交流の場が失われることはなかった。

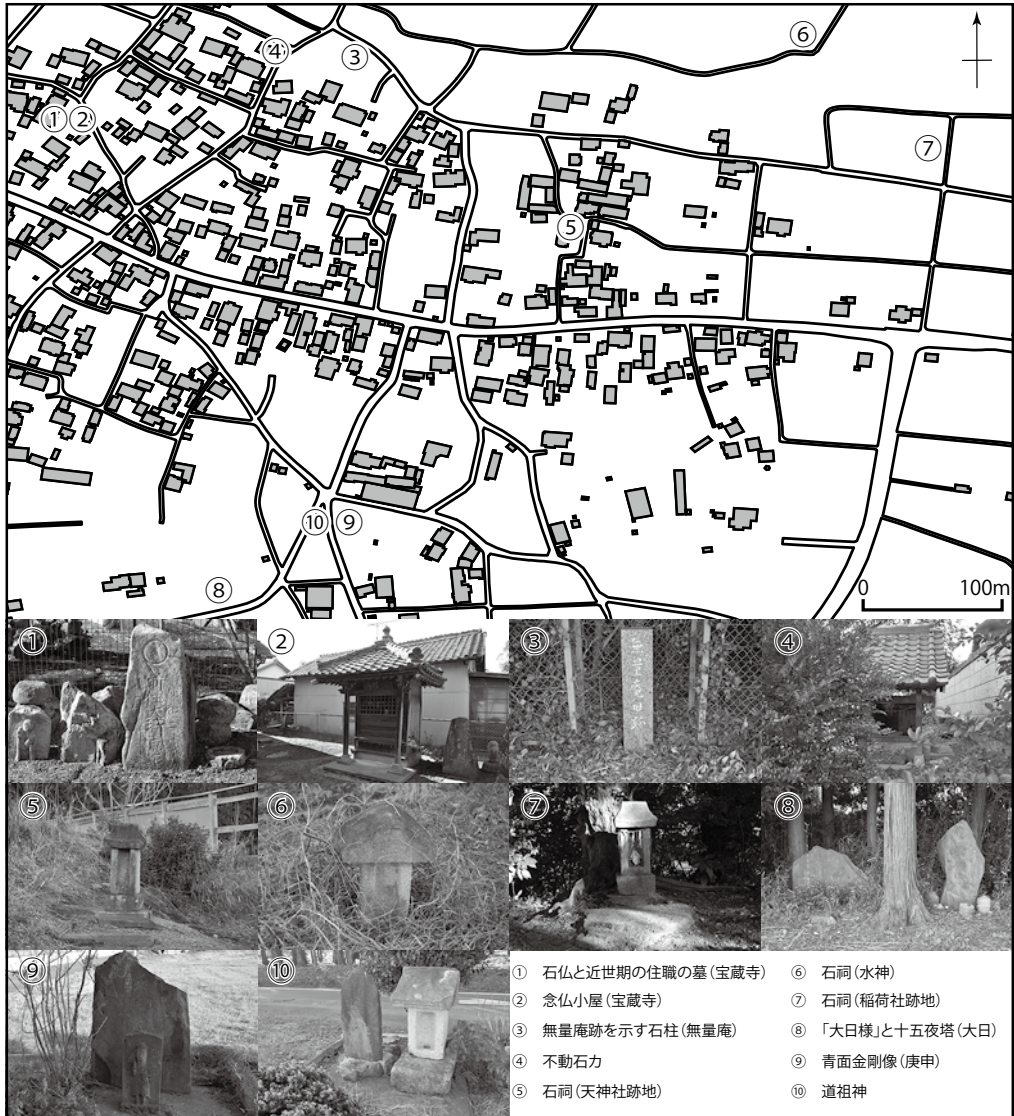
ここまで無量庵と宝蔵寺という二つの寺院に着目して検討してきたが、この二寺以外に廃寺になった施設として庵室が挙げられる。庵室については明治6（1873）年の取調書⁴⁹⁾に建造物が記されており、留守居尼として越中国新川郡月岡村の尼が在していたことが記されている。この時点では廃寺にされたかどうかは不明であり、翌年の取調書⁵⁰⁾で「元庵室」となっていることから明治7（1874）年の時点では確実に廃寺扱いにされていたと考えられる。この庵室については指出帳にも記載されておらず、詳細は不明である。敷地には庵室の他に薬師如来を祀った堂宇が存在していた。こちらは字バタ山と呼ばれる地に山林を所有していたことが記されているが、バタ山という字は確認できず、その後の土地利用の変遷については不明である⁵¹⁾。

この他に仏教系の信仰施設としては念仏小屋、不動明王石山、地藏石仏野山、外輪堂が挙げられる。地藏石仏と不動明王石については不明であるが⁵²⁾、外輪堂については現在、荒地となっており、形跡は残っていない。念仏小屋については、前

述の通り、宝蔵寺に明治2年の時点では移っていたものと考えられるが、「念仏小屋古屋敷」とあったように従来利用されていた念仏小屋もそのまま残っていたと推察される。念仏小屋は「官有地旧社地境内並林地一等限取調帳」の記述から、字水久保1412番地と推定される。これは同地が明治9年製図の「第二大区小五区常陸国新治郡沢辺村地租改正図」でも山林となっており、当地番の道路を挟んで北側には「大日様」と伝わる石造物⁵³⁾が現在も残っているためである。土地台帳にて当地番を確認すると、地目は山林となっており、明治43（1910）年に開墾が計画されていたようであるが、大正8（1918）年には開墾廃止となっている。現在、同地は山林と畑となっており、かつて念仏小屋があった痕跡は「大日様」の石造物を除いて確認できない。

神社についても、寺院と同様に神仏分離の影響を強く受けた。神社は神仏分離に伴い、改名となり、明治2年にはそれぞれに大神号が与えられ、支配も宝蔵寺から藤井大和という神主に管理が任されることとなった。なお、これらの神社は明治元年に八幡神社に統合されている。これらの神社の跡地について、前掲の第4表を見ると、廃社となった後は、それぞれ各個人の私有地となり、地目も山林もしくは畑となっている。一方で、現在でもこれらの内、稲荷社と天神社が近世まで鎮座していた場所に石祠が残っており、いずれも小さな丘のような場所の上に位置している。特に稲荷社については石祠へのしめ縄や内部の玉串等から、現在でも管理がされていると考えられる。

本節では廃寺・廃社となった寺社のその後を土地台帳や現地に残る遺構から検討した。第7図は沢辺地区内における上記で取り上げた寺社地の現状を示したものである。図に見るように、区内には廃寺・廃社になったにも関わらず、現在でも遺構が残っているものが多い。また、宝蔵寺や無量庵、「大日様」の事例から現在地区に居住する人々の中にもかつてそこに信仰対象があったという事実は共有されており、これらは寺社が制度上は消滅しても、人々の信仰空間が維持されていた



第7図 現在の沢辺地区に残る過去の信仰対象

注1) 廃寺・廃社以外の信仰対象は天保期の絵図に記載されているものを対象とした

注2) ⑨の青面金剛像の背後の板碑は詳細不明ではあるものの、「庚申之供養」と彫られている点から庚申塔であると考えられる。

(地理院地図を基図に現地調査より作成)

ことを示していると考えられる。

(2) 民間信仰と代参講

沢辺地区には民間信仰として、現在は十九夜講や地蔵講、念仏講、大師信仰がある⁵⁴⁾。一方で、近世期や明治期には伊勢神宮や富士山・大山に対

する信仰もあったと考えられる。まず、伊勢講の、参宮に関しては文化8(1811)年の「伊勢参宮銭帳」と「参宮留守居行控帳」、明治45(1912)年の「関西遊覧銭別受納帳」という3つの史料が残っている。文化8年の「伊勢参宮銭帳」に着目すると、参官主は合計31人から銭別を受けてい

る。この内、9人が沢辺村外の人々からのものであり、内訳は藤沢新田が3人、新田⁵⁵⁾が2人、大田村1人、永井村1人、大畑村1人、清瀧村⁵⁶⁾1人である。錢別額は村内の人々と比較して、村外の人々が大きい傾向にあり、村内1人あたりの錢別額が約30文であるのに対して、村外の人々は約100文、最高で1両という額である。次に「参宮留守居行控帳」に着目すると、本史料は錢別控のような現金の受納を記録したのではなく、「ほかへ(い)覚」と最初に記されている通り、参宮出発前の儀式に使用する行器や白米の寄附をまとめたもの⁵⁷⁾であると推察される。本史料を見ると、全体で34人からの白米や行器の寄附があり、その内10人が村外の人物からのものである。内訳は藤沢新田2人、藤沢村2人、東城寺村1人、新田1人、小野村1人、永井村1人、大田村1人、小高村1人である。こちらは村内外で寄附物に大きな差異は見られない。錢別も行器も寄附者の3分の1は村外の人々であり、それらの人々は同じ山ノ荘地域を中心として、藤沢や小田周辺の人々も見られ、沢辺の人々と周辺村落の交流の一端を垣間見ることができる。しかし、明治45年ではこの状況は大きく異なっている。「関西遊覧錢別受納帳」を確認すると、錢別寄附者は23人が確認でき、その内村外の寄附者は4人である。内訳は小田村大形1人、都和村常名1人、上大津村沖宿1人、九重村上ノ室1人となっている。文化8年の時点で見られた山ノ荘地域や藤沢からの寄附者が消え、代わりに上ノ室や沖宿といった沢辺からは比較的離れた地区からの寄附者が見られる。この事例のみで人々の交流の変化について断言することはできないが、近世期まではあまり関わりのなかった地域の人々との交流が見られるようになった点は間違いないと言える。なお、これらの史料は旧暦1月から3月にかけて作成されており、概ね田植えが始まる春の前に参宮に出発していたと考えられる。この傾向はおおよそ関東圏における参宮出発時期と同様である⁵⁸⁾。

ここまで錢別控帳を主に利用して、伊勢講の姿態を検討したが、沢辺村では伊勢御師によっても

勸化が行われていた。年代は不詳ではあるものの、「御寄附帳」にその一端を垣間見ることができる。本寄附は災害によって被災した伊勢神宮神楽殿や居宅の修復費用を集めるために実施されたもので、伊勢御師久保倉大夫によって呼びかけられた。久保倉大夫は常陸国を中心として活躍した御師であり⁵⁹⁾、沢辺村における伊勢講もこの人物からの影響は強かったと考えられる。この呼びかけによって、村内では36名から計金2分3朱、錢4640文の寄附が集まった。概ね一人当たり100文程度を拠出しており、村方三役に至っては50疋から150疋を寄附している。この多額の寄附から、沢辺村の伊勢講は活発的なものであったと推定されるが、一方で半強制的なものであった御免勸化である可能性も否定することはできない。

富士講や大山講については「富士山并大山神社錢別控」という史料があり、富士山及び大山へ参拝する際に地域の人々から預かった金銭と預けた人々の名前が記されている。後半は「道中日記」と記され、行程の詳細は記されていないものの、日付ごとの経費が項目ごとに記されている。本節ではこの「道中日記」を基に明治前期の富士山・大山への参詣の旅を検討する。

この参詣は代参講の形態をとっており、旅行者は前掲のA氏、明治10(1877)年旧暦7月4日から11日までの間に実施された。この旅に際し、沢辺村の24人から概ね4錢程度の金銭がA氏に預けられている。第5表は日毎の経費をまとめたものである。表に見るように移動手段は概ね徒歩もしくは馬であるが、神奈川駅～新橋駅間では開通したばかりの鉄道も利用している。また、流山から東京へは江戸川の舟運を利用している。本参詣で使用された総金額は4円96錢4厘5毛である。使用用途は渡船及び食費・お茶代等の休憩に関わる費用であり、それ以外には御師へのお札料やさいせん等の参詣先での経費が挙げられる。お札に経費を費やしたのは富士山、大山であり、おそらく御師から購入したお札を沢辺地区で配布したものと考えられる。

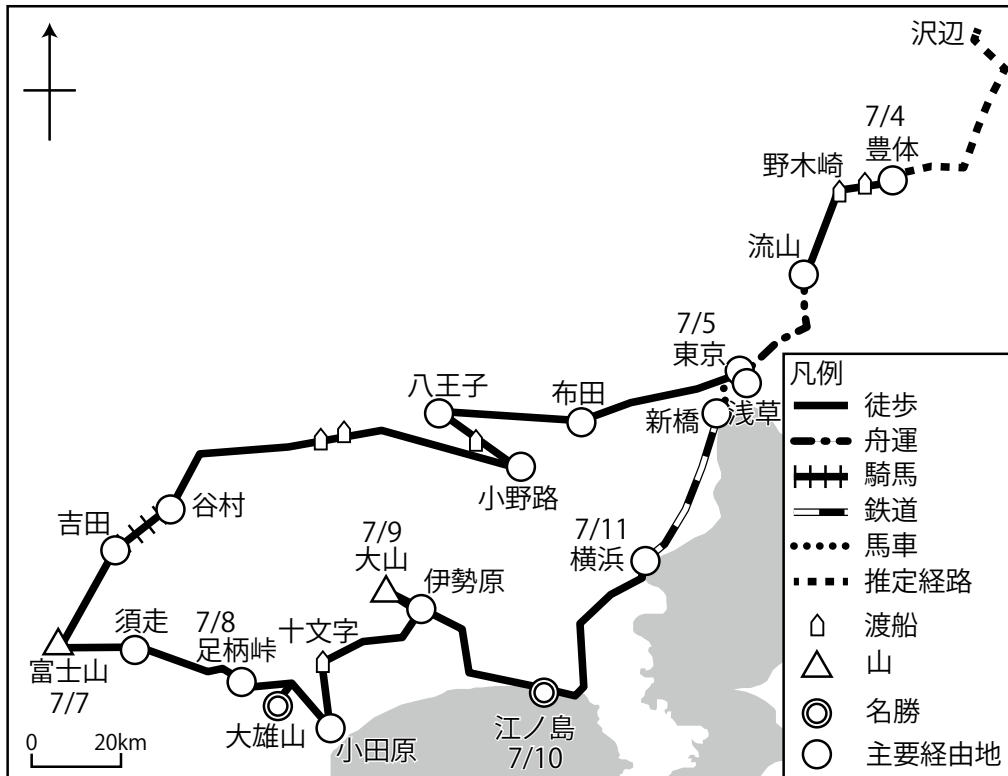
次にルートについて検討したい(第8図)。日

記は豊体村から始まっているが、おそらく豊体村までは水戸街道沿いに南下したものと思われる。豊体村からは守谷方面へ抜け、いくつかの渡船を経て、流山から船にて東京へ上っている。東京からは概ね甲州街道沿いに西へ向かい、小仏峠を経由し、大月付近から吉田へ向かっている。吉田から富士山へ登山し、須走方面へ下山し、足柄へ向かっている。小田原では大雄山を参詣し、酒匂川を渡り、大山を参詣している。大山下山後は、伊勢原を経由し、江ノ島・鎌倉を経て横浜で一泊している。横浜からは鉄道で東京へ戻り、浅草や芝愛宕へ赴いている。ここで注目されるのは富士山・大山以外の訪問地である。A氏は観光したとは記述してはいないものの、大雄山や江ノ島弁天島を参詣し、横浜・浅草等を訪れている。特に江ノ島では貝細工も購入しており、単純な富士山・大山参詣だけではなく、湘南や足柄付近での名勝の観光も行っていたものと考えられる。近世期の富士山参詣のルートに関しては西海が道中日記を事例で紹介しているが⁶⁰⁾、鉄道が各地に敷設される以前の明治初期は概ね近世期と同様の参詣形態をとっていたと考えられる。西海は2冊の道中日記を紹介しているが、群馬県からのものと比較をすると、二つの事例のルートは八王子より概ね同様であるものの、A氏は高尾山への登山は行っていない。その後は吉田を経由して、須走へ抜け、道了尊や大山、江ノ島を参詣・観光している点は同様である。これらのことより、当時の北関東からの富士山参詣には概ね定まったルートが存在し、A氏もそれに則った参詣を行っていたと考えられる。一方で、人力車や鉄道といった新たに登場した交通機関を利用していることも注目される。このことは明治中期以降の鉄道の全国的な敷設に始まる旅行の近代化へ至る過程の一端を示していると言え、徐々に庶民の旅行の中に新たな移動手段が入り込んでいく様子を垣間見ることができる。

第5表 明治10年富士山・大山参詣中の出費

日時	金額	用途	使用場所	特記事項
7月4日	10銭	昼食	豊体村	
	4銭	送り馬小遣		
	5厘	渡船	青木	
	1銭5厘	渡船	野木崎	
	6厘	お茶	船戸村	
7月5日	17銭2厘	夜船	流山	
	4銭5厘	朝食	東京	
	5銭	昼食	布田村	
	8銭	人力車代	布田村	
	3銭	茶菓子	八王子町	
7月6日	5厘	渡船	玉川	多摩川
	15銭	止宿料	小野路村	
	3銭	茶菓子	小仏峠	
	2銭	渡船	二瀬	
	5厘	渡船	沢村	
7月7日	1銭	茶菓子	沢村	与瀬 沢井村のことか 同上
	5銭5厘	昼食	鳥沢村	
	15銭	止宿料	矢村	
	2銭	盲人人へのもの銭		
	25銭	富士山御師への賄料		
	2銭5厘	お札料	矢村	
	13銭	乗馬代	矢村～吉田間	
	2銭5厘	大札料	富士山	
	5銭	餅料金	富士山	
	12銭5厘	御山案内人雇料	富士山	
	10銭6厘	御師へ弁当料	富士山	
	14銭	止宿料	富士山	
	4銭5厘	小遣	山上	
2銭7厘	賽銭	山上		
1銭4厘	お茶代	富士中央砂抜		
6銭4厘	昼食	須走村		
1銭5厘	ワラジ代			
7月8日	12銭5厘	止宿	竹之下村	大雄山最乗寺 酒匂川松田付近
	7厘	お茶代	足柄峠下	
	5銭	昼食	小田原道了尊	
	1銭5厘	お茶代	小田原	
	2銭5厘	渡船	十文字	
	2銭7厘	小共別去銭		
7月9日	16銭6厘	止宿料	三の村	三ノ宮村のことか 子安村 子安村
	5銭	賽銭	大山	
	5銭4厘	御師お札料	子易村	
	6銭6厘	お茶代	子易村	
	6銭	茶菓子代	山下	
	6銭5厘	昼食	伊勢原町	
	1銭5厘	渡船	田村	
	2銭5厘	お茶代	田村	
	1銭5厘	弁天様渡橋銭	江ノ島	
	4銭	貝細工	江ノ島	
7月10日	2銭	賽銭	江ノ島	
	30銭	止宿料	江ノ島	
	5銭5厘	道中小遣	江ノ島・鎌倉間	
7月11日	6銭5厘	昼食	横浜	大丸にて購入 大丸にて購入
	10銭	止宿料	横浜	
	5銭5厘	薬代	横浜	
	25銭	汽車代	神奈川・新橋間	
	3銭	お茶代	芝愛宕	
	5銭	馬車代	新橋・浅草間	
	5銭	昼食	浅草	
	14銭5厘	止宿料	浅草	
	90銭	小倉上印	東京	
	8銭5厘	風呂敷	東京	

(「富士山并大山神社別控」(御田寺家文書より作成))



V おわりに

本稿では、近世から近代を経て現代に至るまでの沢辺地区の人々の生活や民俗文化を、農業や信仰を通して、明らかにしようと試みた。その結果、沢辺地区は近世から現代に至るまで農業を中心とした生活を営んでおり、明治初期以降の宗教的な混乱を経て、それまでの寺社とは異なった新たな信仰形態を模索する様子が明らかになった。

農業については、事例とした自作地主では、明治期には小作地を持ちつつも、自ら雇人を利用して自作地を経営していたが、大正期に入ると、雇人の賃金上昇に伴い自作地は減少し、小作地が増加することとなった。また、豊富な山林資源も生活にとっては欠かせないものであり、田畑だけではなく、山林との関わりも重要であった。また、明治中期頃までは綿作が行われていた。明治期以

降は原野芝地の開墾によって畑地が増加し、戦前から戦後期にかけては桑畑が増加し、養蚕が盛んに行われるようになった。そして養蚕業と同じく地区内で発達したのが畜産業であった。地区の人々は自身の敷地内に豚舎や牛舎を建設し、酪農を含めた牛・豚・鶏の飼育に従事した。この傾向は同時代の斗利出村や新治村においても同様に見られたものであり、沢辺地区も綿作から養蚕・畜産業という新治地域における農業の趨勢に則った変化を遂げていたと言えよう。

信仰については、まず日枝神社と沢辺地区の日常的な関わりが明らかとなった。特に明治期の村境争論において、かつては神社を入会地として共同で管理していた村々に対して、いかに自分達が同神社を領有することが適しているのかを述べ、同神社が沢辺地区の神社である正当性を主張していた。一方で、このような対立が日常的に起こっ

ていたわけではなく、祭礼や社殿の修復等では他の山ノ荘地区と協力する様子も見られた。そして、明治初期に始まる廃仏毀釈や神社統合では多くの寺社が廃止となり、人々の信仰の場は形式的には消滅したものの、廃止となった後も依然として信仰空間は維持されていたことが明らかとなった。最後に検討した民間信仰では伊勢講において山ノ荘地域を中心に周辺村落の人々との関わりが見てとれ、代参講として未知の世界に旅立つ旅行者の姿も復元できた。

本稿では生活環境や民俗文化が異なる二つの地域に挟まれた地区の人々の暮らしとして沢辺地区を取り上げたが、農業、信仰ともに周辺の地域や地区の人々の交流や影響が見てとれた。これは異なった民俗文化を持つ二つの地域に属しながらも、様々な局面で地区の人々が自分たちの村にとって最適な選択を行っていたことの裏付けであるといえる。最後に聞き取り調査の際に得た話を示しておきたい。本稿において、沢辺地区における商業活動等については検討できなかったが、聞き取り調査では「沢辺は山根の東京だから」との話があった。山ノ荘地域や山根地域における沢辺の中心性を検討することも、地区の人々がどのような地区の人々と積極的に関わっていたのかを明らかにする一助になるであろう。今後の課題の代わりとして最後に提示しておきたい。

(原 遼平：筑波大学人文社会科学研究所大学院生、三宅彦大：筑波大学人文社会ビジネス科学学術院人文社会科学研究所大学院生、中西僚太郎：筑波大学人文社会科学系教授)

〔付記〕

本稿の作成にあたり、沢辺地区の御田寺千香枝氏をはじめ、御田寺義郎氏、上野悦男氏にはご多忙な中長時間の聞き取りに応じていただきました。また、史料撮影においては急な要望にも関わらず、土浦市立博物館の木塚久仁子副館長及び江島万利子氏をはじめとした研究室の皆様方には史料の出納等で便宜を図っていただきました。加えて、本研究科の大学院生である半田真士氏及び白川紘惟氏には資料調査や編集作業等多くの点でご協力をいただきました。

お世話になった皆様に厚く感謝申し上げます。

本文の執筆は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ章は原が、Ⅲ - (2)、(3) は三宅が、Ⅲ - (1) は中西が担当した。なお、図の作成に関しては本研究群の大学院生である齊藤隆之介氏の協力を得た。

〔注〕

- 1) 土浦市立博物館『土浦市民俗調査報告書 第二集 藤沢・斗利出の民俗 - 桜川左岸の低地・台地の環境と暮らし -』, 2018, 16頁。
- 2) 土浦市立博物館『土浦市民俗調査報告書 第一集 山ノ荘の民俗・日枝神社の流鏝馬祭』, 2014, 18-30頁。
- 3) なお、本稿では検討を行う際の史料として御田寺家文書(土浦市立博文館寄託)を使用した。そのため、特に注がない場合は同家文書所収の史料とする、史料の引用を行う際には原則として新字体に直した。
- 4) 新治村史編纂委員会編『図説 新治村史』, 新治村教育委員会, 1986, 112頁。
- 5) なお、この移動については、「常陸国新治郡沢辺村古新記録 文禄二年改古記録 元和元年新記録」という資料からも伺うことができる。沢辺には「七人統」と称される7人の代表的な農民がおり、彼らが文禄2年の検知以前から土地を所有していたことが記されている。
- 6) 前掲4) 123頁。
- 7) 前掲4) 183-188頁。
- 8) 前掲4) 250頁。
- 9) 「反別帳」, 明治8(1875)年, 御田寺家文書。
- 10) 水戸地方事務局土浦支局所蔵
- 11) 明治11年「萬記載帳」から大正14年「田畑入付其他日記帳」まで、19冊の帳簿がある。表題は、明治20年代は「雇人其他日記帳」, 明治30年代は「貸金小作取立帳」などであるが、内容的には機会毎の収入金額や支出金額が記されたもので、ここでは金銭出納帳と総称する。
- 12) ここでは奉公人を、契約によって定期的に雇先の農家労働に従事する労働者を意味することとし、繁忙期などに臨時に雇われる賃労働者とは区別する。
- 13) 中西僚太郎『近代日本における農村生活の構造』古今書院, 2003, 189-192頁。
- 14) 茨城県新治郡編『茨城県新治郡是』1913, 163-178頁。
- 15) 茨城県『茨城県の養蚕』1942, 14-15頁。

- 16) 茨城県編「昭和9年度農山漁村経済更生計画書」1935, 茨城県立歴史館蔵。
- 17) 地区住民への聞き取り調査による。「豊島」は豊島庄十郎によって大正6年創立された土浦蕪糸市場を指すと考えられる。土浦市史編さん委員会編『土浦市史』1975, 872-874頁。
- 18) 斗利出稚蚕共同飼育所運営委員「記念品贈呈について」1992, 御田寺家文書。
- 19) 地区住民への聞き取り調査および「[絹]を生み出す 蕪作り真っ最中」『朝日新聞 茨城版』1988年6月14日による。
- 20) 地区住民への聞き取り調査による。
- 21) ゼンリン『ゼンリン住宅地図新治村』1988。
- 22) 地区住民への聞き取り調査による。
- 23) 茨城県農林部農政企画室『農業振興と農業協同組合 茨城県新治郡新治村の事例』1961。
- 24) 前掲23) 142-143頁。
- 25) 前掲23) 147頁。
- 26) 前掲23) 139頁。
- 27) 前掲23) 102-103頁。
- 28) 昭和29年施行の酪農振興法に基づいて、新治郡をはじめとした茨城県南部の一部自治体が土浦集約酪農地域に指定されていた。
- 29) 前掲23) 140頁。
- 30) 前掲23) 152-153頁・160-161頁。
- 31) 前掲23) 158-159頁。
- 32) 前掲23) 164頁。なお同史料所収の「農村振興計画図」によれば、集乳所の予定地は沢辺地区境に近い大志戸地区内であった。
- 33) 本項で示した数値は、2015年世界農林業センサス農業集落カードDVD版を用いて、集計した沢辺地区の統計に基づく。
- 34) これらに加えて、プロイラーの飼養農家が1軒あったが羽数は非公開のため不明。
- 35) 農林業センサスでは「農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体」と定義されている。
- 36) 「第八号」, 明治31(1898)年, 御田寺家文書。
- 37) 前掲2), 108頁。
- 38) 表紙欠のため、資料名は不明だが、内容は村明細帳と同様であり、明治2年7月29日付の「右明細帳ニ付回達之覚」と記された書面と一括りにされていることから、本稿では村明細帳として扱う。
- 39) 「日枝神社祭式書」, 明治7(1874)年, 御田寺家文書。
- 40) 「日枝神社修営及祭事誓約書」, 明治10(1877)年, 御田寺家文書。
- 41) 制作年代は不明であるものの、同絵師によって天保期に作成された東城寺村絵図が残っていることから、本絵図も天保期頃の作成とした(新治村史編さん事務局編『新治村史 史料集 第三篇 江戸時代の村(村絵図・村明細)』新治村史編さん委員会, 1984, 解説。)
- 42) 西口正隆「コラム9 山ノ荘の廃寺をたどる」(土浦市立博物館編『土浦市立博物館第四二回特別展 東城寺と「山ノ荘」-古代からのタイムカプセル, 未来へ』, 2021), 84-85頁。
- 43) 「廃寺付田畑上地之分取調」, 明治期, 御田寺家文書(土浦市立博物館寄託)。作成年は不明だが、沢辺村の所属が「第二大区小五区」となっていることから、明治5年から8年の間に作成されたものと考えられる。
- 44) 地番の比定には①「廃寺付田畑山林取調帳 下書」(明治7(1874)年, 御田寺家文書)と②「官有地旧社地境内並林地一等限取調帳」(明治期, 御田寺家文書)を利用した。
- 45) 「廃寺付田畑上地之分取調」では「字無量庵境内地続」と記されており、土地台帳では字村内839番・842番・844番が該当する箇所と考えられる。
- 46) 明治9年製図の「第二大区小五区常陸国新治郡沢辺村地租改正図」(明治9(1876)年, 御田寺家文書)でも無量庵付近は山林となっている。
- 47) 「(仏像薬師如来 北斗寺へ合併の件につき届書)」, 明治14(1881)年, 御田寺家文書。
- 48) 地域住民への聞き取りによる。
- 49) 「庵室取調帳」, 明治6(1873)年, 御田寺家文書。
- 50) 前掲44) ①
- 51) 前掲44) ②によると、元庵室の上地として挙げられているのは字水久保1412番, 字中原地1432・1434番である。後述の通り、1412番が元念仏小屋であると同定すれば、1433・1434番が該当すると考えられるが、字バタ山と字中原地が同一である資料が現存しないため、本稿では不明とした。
- 52) 現在も無量庵跡地の道を挟んだ西側に祠があり、天保頃の絵図で無量庵の近くに描かれているものについてはこの祠が該当する可能性がある。
- 53) 土浦市教育委員会『土浦の石仏-新治地区編-』, 2014, 108頁。
- 54) 前掲2) 81-96頁。
- 55) おそらく藤沢新田のことと推定されるが、確証が得られないため、本項では便宜上分けることとする。
- 56) 岩井によると、行器は元来神仏に供物を捧げる際に利用されていたのものであり、それが転じて祝福時のときに贈る食物を入れるものにも用いられるようになったとする。(岩井宏實『ものと人間

- の文化史 75・曲物（まげもの』、法政大学出版会、1994、216頁。）伊勢参宮においても参官主の出発前に神事を行うことがあり、その際に利用されたものと推測される。
- 57) 清瀧観音が位置する小野村のことと推定される。
- 58) 小野寺淳「道中日記にみる伊勢参宮ルートの変遷－関東地方からの場合－」人文地理学研究14号、筑波大学生命環境系人文地理学研究室、1990、234頁。
- 59) 上掲58) 233頁。
- 60) 西海賢二「史料紹介－道中日記史料と民俗 富士参詣日記をめぐって」国立歴史民俗博物館紀要155号、2009、315-331頁。